

資料編

1. 郡上市総合計画後期基本計画策定経過
2. 郡上市総合計画後期基本計画諮問書、答申書
(総合計画審議会)
3. 郡上市総合計画審議会設置条例
4. 郡上市総合計画審議会名簿
5. 郡上市総合計画後期基本計画策定に係る庁内推進体制
6. 職員総合計画策定委員会名簿
7. 職員総合計画起草委員会名簿
8. 用語の説明

1. 郡上市総合計画後期基本計画策定経過

(平成21年)

- 7月 ・若手職員による「郡上市地域課題白書」の作成

(平成22年)

- 3月 ・「郡上市のまちづくりに関する市民アンケート」調査実施（対象：市民2,000人）
- 4月 ・「郡上市のまちづくりに関する市民アンケート」調査回収（864人）、整理
- 5月 ・職員総合計画起草委員推薦依頼・公募、決定（37名）
 - ・地域審議会正副会長会議（計画策定方針説明）
 - ・地域連携協定に基づき、岐阜経済大学に計画策定アドバイザーの派遣依頼（地域連携推進センター長 経済学部 鈴木 誠教授の派遣決定）
 - ・市議会総務常任委員会で計画の策定方針等について説明
- 6月 ・「まちづくり市民提案」募集（広報郡上折込、市ホームページ）
 - ・7地域で地域審議会開催（計画策定方針説明）
 - ・各地域審議会で地域課題について協議、取りまとめ（～9月）
 - ・市議会全員協議会で計画の策定方針等について説明
 - ・第1回職員総合計画起草委員会開催（市長講話、役員選出、策定方針説明他）
 - ・第2回職員総合計画起草委員会開催（研修）（講師：岐阜経済大学 鈴木 誠教授）
- 7月 ・「まちづくり市民提案」集約（41件）
 - ・第1回職員総合計画起草委員会リーダー会議
 - ・職員総合計画起草委員会6分科会を随時開催（～11月）
 - ・第2回職員総合計画起草委員会リーダー会議
- 8月 ・第3回職員総合計画起草委員会リーダー会議
- 9月 ・各振興事務所で地域課題を取りまとめ（中間）
- 10月 ・第4回職員総合計画起草委員会リーダー会議
 - ・「郡上市のまちづくりに関する市民アンケート」結果を広報郡上、市ホームページに掲載
 - ・各振興事務所における地域審議会で協議された地域課題の取りまとめ
 - ・第1回総合計画審議会開催（諮問、委嘱、役員選出、策定方針等説明）
- 11月 ・「まちづくり市民提案」募集結果を広報紙に掲載
 - ・市民まちづくり協働フェア開催
 - ・職員総合計画起草委員会が作成した計画素案のヒアリング実施
- 12月 ・職員総合計画起草委員会が、分野別基本計画素案を市長に報告

(平成23年)

- 1月 ・第1回職員総合計画策定委員会開催
 - ・職員総合計画策定委員により計画素案を修正
- 2月 ・第2回総合計画審議会開催（部会設置、計画案説明）
 - ・総合計画審議会 産業・建設、福祉・教育、自治・地域振興部会 各2回開催
 - ・市議会全員協議会で計画案を説明
 - ・パブリックコメント（2/21～3/18）
- 3月 ・総合計画審議会 産業・建設、福祉・教育、自治・地域振興部会 各1回開催
 - ・第3回総合計画審議会開催（各部会報告、計画案審議、答申の取りまとめ方法）
 - ・7地域審議会開催（計画案の説明、審議）
 - ・市議会各常任委員会で計画案について意見交換実施
 - ・総合計画審議会答申検討会議（会長、副会長、3部会長）
 - ・総合計画審議会が答申

2. 郡上市総合計画後期基本計画諮問書、答申書

(1) 諮問書

郡企第115号

平成22年10月25日

郡上市総合計画審議会会長 様

郡上市長 日置 敏明

郡上市総合計画後期基本計画について（諮問）

平成22年度をもって郡上市総合計画前期基本計画の計画期間が終了するため、平成23年度から平成27年度を計画期間とする後期基本計画を策定します。

なお、計画の策定にあたり基本構想についても必要に応じて見直しを行うこととします。

この計画の内容について、郡上市総合計画審議会設置条例第1条の規定に基づき審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

平成23年3月28日

郡上市長 日置敏明 様

郡上市総合計画審議会

会長 上村 英二

郡上市総合計画後期基本計画について（答申）

平成22年10月25日付け郡企第115号で諮問のありました郡上市総合計画後期基本計画について、当審議会で慎重に審議した結果、適切であると認め、下記の意見を付して答申します。

記

総括的事項

- (1) 後期基本計画を「絵に描いた餅」に終わらせないよう、実効性のある計画にしていくことが極めて重要である。本市が当面する課題である人口の減少と財政規模の縮小を見据え、市民と行政の役割と責任を明らかにして、市民協働により諸施策を実現するように取り組まれない。
- (2) 後期基本計画を市民が理解し、施策の実現に向けて参画していくことが重要である。そのため、本計画の内容を市民にわかりやすく伝えるように取り組まれない。

重点・シンボル基本計画

- (1) 本市は人口が減少して内需が乏しいため、地域資源を活かした交流産業の推進等により市外から資金を獲得し、それを市内で循環させる施策を進められたい。
- (2) 各地域において5年後や10年後の将来を考えていくことは重要である。住民力を組織化し高めていくため「自立型コミュニティ」の形成を積極的に進められたい。
- (3) 市外から移住した若者が、自然や郡上ならではの暮らしぶりなどを資源として活かして起業する事例が見受けられる。若者の定住促進のための環境づくりと支援を進められたい。
- (4) 「結婚適齢期」を過ぎた未婚者が増えているため、人口増加対策として結婚を希望する未婚者に対して組織的、継続的かつ積極的に支援されたい。支援するにあたり、未婚の原因をよく分析し、時代に合った取り組みを進められたい。

分野別基本計画

1. 産業・雇用

- (1) 鳥獣被害が拡大しているため、現在実施されている取り組みに加えて新たな対策を積極的に進められたい。
- (2) 山林に関する中長期計画として、山林を水源涵養林、木材生産林、里山林に分類し、それぞれの目的に合った整備を進められたい。また短期計画として、木材生産林については循環型の均衡のとれた林齢とし、里山林は落葉樹（実のなる木）の植栽を行うなどの施策を進められたい。

- (3) 商工業の振興について、単に専門家による指導等の支援だけではなく、専門知識や技術を持った企業OB等の情報をデータベース化し、それを活用して事業の効率化や高度化、活性化を図る方策を進められたい。
- (4) グリーンツーリズムは農林担当部署だけではなく、観光部門と連携して郡上全体でどのような楽しませ方をするかが大切である。地域間競争に勝つには、横断的で柔軟な「郡上ツーリズム」として施策を進められたい。
- (5) 市は地元企業などと基金を造成して学生に奨学金を貸与し、地元企業に就職することを償還免除の条件として雇用を増やす取り組みを進められたい。また、新規就職者に対する意見交換会は、回数を重ねたフォローアップを進められたい。

2. 環境・防災・社会基盤

- (1) 水源の涵養や生物多様性の確保のため、水源林保護や里山づくりをはじめとした自然環境を保全する施策を積極的に進められたい。
- (2) 資源として水の重要性が高まっているため、水が豊富にある本市においては水そのものの利用や小水力発電などへの活用等、水に着目した多様な施策を進められたい。
- (3) 防災対策については、日頃からの防災意識の向上と自主防災組織の強化を図るとともに、障がい者や高齢者に対しては特に災害時の配慮や対応を進められたい。
- (4) 高速バスを利用される観光客等も増えているため、市内の公共交通網とのアクセスの向上を図られたい。
- (5) ケーブルテレビについて、近隣都市のケーブルテレビ事業者と連携して観光情報を流すなど、番組の充実を進められたい。

3. 健康・福祉

- (1) 子育てに関する担当課は複数の部署に関係しているため、子育ての核となる部署と施設を位置づけし、事業を総合的に管理調整する仕組みづくりを進められたい。
- (2) 集団に適応しにくい児童・生徒が多くなっているため、行政の「途切れない適切な支援」だけでなく、地域社会或いは市民全体が障がいに対するあたたかい見守りと理解ができるよう取り組みを進められたい。
- (3) 「心の健康づくり」について、気軽に相談できる窓口の設置を進められたい。
- (4) シニア世代は地域を支える世代として位置づけ、その活動を活発化するように支援されたい。
- (5) 入所施設やグループホームなどは一人当たりの費用が多額になるため、介護者の支援も含めて在宅でのサービスの充実を図られたい。
- (6) 高齢者は孤立することが問題である。公民館やサロンなどのふれあいの場づくりを支援されたい。
- (7) 市民アンケート結果で「障がい者にとって暮らしやすい環境が整っている」に対して満足度が14%しかないということは重大な課題であるため、満足度が向上するような施策を進められたい。

4. 教育 文化 人づくり

- (1) 「幼保の一体化」について、学校教育課や児童家庭課等が連携し、横断的な考えのもとで事業を進められたい。
- (2) 児童数の減少により、複式学級や小規模のクラス編成の増加が予想される。そのことが児童に与える影響や地域における学校の役割など学校規模の適正化について基準を明らかにし、適正な学校区のあり方を示されたい。
- (3) 伝統文化を継承していくため、小学校でおどりや短歌などに関する学習が行われている地域もあるので、こうした取り組みを全市的に進められたい。
- (4) 生涯スポーツの振興について、シニアクラブも日常的に取り組んでいるため、各機関や団体が連携して軽スポーツの機会づくりを進められたい。
- (5) 生涯学習の充実については社会教育課だけではなく、他の部署と連携して事業を進められたい。
- (6) 公民館については、自治会や子ども会、シニアクラブ等の地域組織と連携した取り組みを一層進められたい。また市内各地の公民館活動について交流する機会づくりを進められたい。

5. 自治・まちづくり

- (1) 市民協働を推進するためには、市民や職員が「協働」についての理解を深めることが必要である。また、具体的な協働の事業について市民も行政も積極的に提案できる施策を進められたい。
- (2) 多くの女性の会の組織がなくなっている中、自治会女性部として発足し地域ぐるみの態勢を整えている地域もある。女性の社会活動への参画を積極的に支援されたい。
- (3) 市外から移住された人たちや子どもたちの斬新で柔軟な発想や提案を聴く施策を進められたい。また、ふれあい懇談会などで出された意見については行政内部で検討し、実施が可能なものについては早期に実行に移すよう進められたい。
- (4) 行政の各部署の事業が重なっている部分があり、それに伴って各種団体に交付される予算も縦割であるため、より効果的な施策を進められたい。
- (5) 職員の定数を減らすことは必要であるが、適材適所の職員配置と人材育成を進められたい。
- (6) 行政運営については部署間の連携が重要であり、マネジメントやコーディネートの機能が求められるため、組織機構や職員配置を含めた仕組みづくりを進められたい。

6. 地域振興

- (1) 地域の振興については、地域審議会等の意見や提案を考慮して進められたい。

3. 郡上市総合計画審議会設置条例

○郡上市総合計画審議会設置条例

平成16年3月1日
条例第32号

(設置)

第1条 郡上市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、郡上市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、専門事項を調査審議するため必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

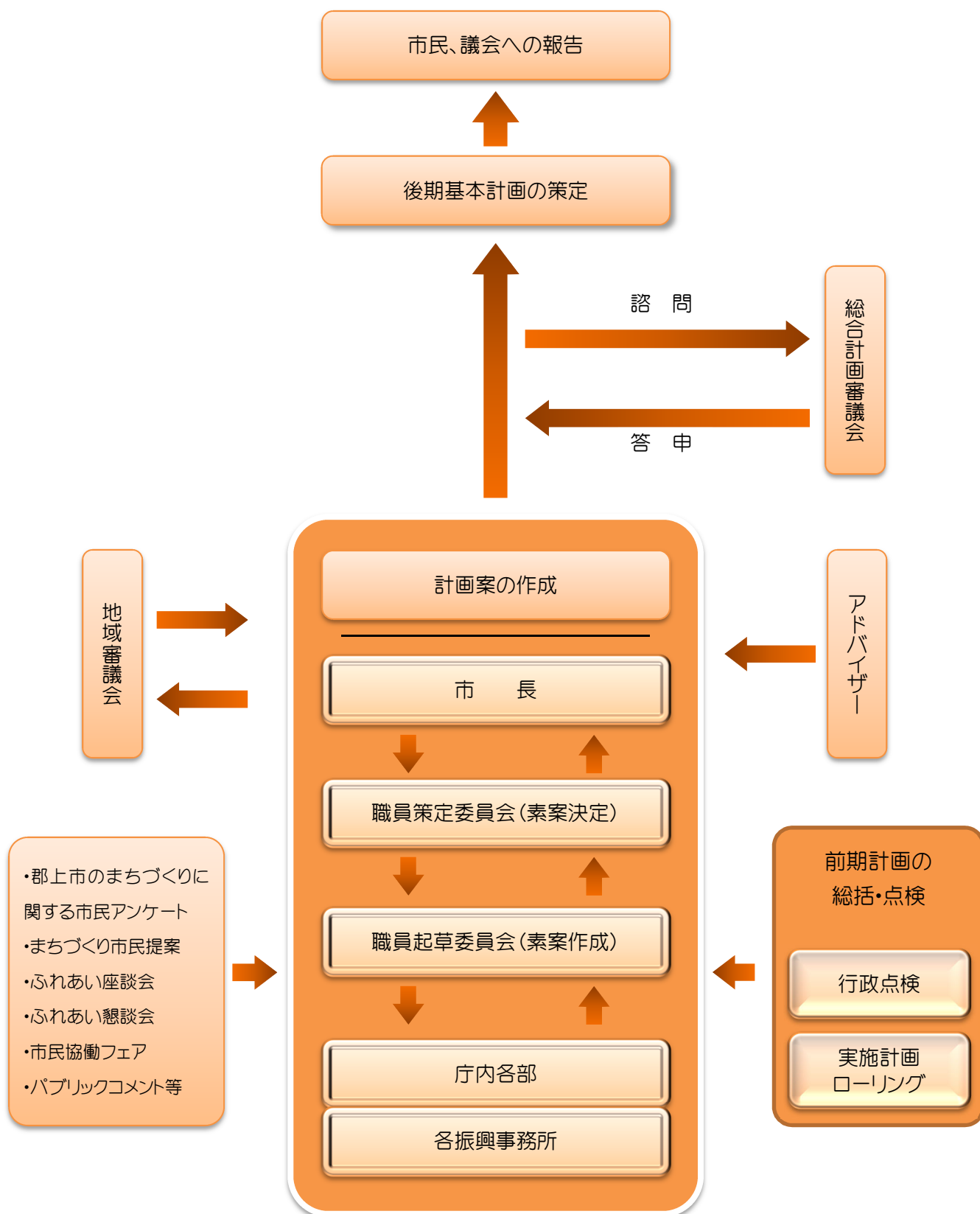
この条例は、平成16年3月1日から施行する。

4. 郡上市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	住 所	区 分	役職・所属部会
上村 英二	高鷲町大鷲	学識経験を有する者	会長, 自治・地域振興部会
岩尾 慧子	和良町方須	学識経験を有する者	副会長, 福祉・教育部会
清水 敏夫	明宝気良	市議会の議員	福祉・教育部会
田中 康久	大和町剣	市議会の議員	産業・基盤部会長
亀山 博文	美並町白山	学識経験を有する者	産業・基盤部会
秋柄巳生子	明宝気良	学識経験を有する者	産業・基盤部会
可児 隆一	八幡町那比	学識経験を有する者	産業・基盤部会
奥村 義雄	大和町剣	学識経験を有する者	産業・基盤部会
嶋崎 栄治	八幡町小野	学識経験を有する者	産業・基盤部会
兼山 勝治	八幡町小野	学識経験を有する者	産業・基盤部会副部会長
古橋 鈴代	高鷲町鷲見	学識経験を有する者	福祉・教育部会
可児 恒男	美並町三戸	学識経験を有する者	福祉・教育部会
金古のり子	大和町牧	学識経験を有する者	福祉・教育部会
古池 孝文	八幡町殿町	学識経験を有する者	福祉・教育部会長
小酒井 勇	八幡町初納	学識経験を有する者	自治・地域振興部会
和田美津子	白鳥町那留	学識経験を有する者	福祉・教育部会
尾村 和宏	白鳥町二日町	学識経験を有する者	自治・地域振興部会
西村 悦子	白鳥町為真	学識経験を有する者	福祉・教育部会副部会長
有井 弥生	白鳥町二日町	学識経験を有する者	産業・基盤部会
河合美世子	八幡町小野	学識経験を有する者	産業・基盤部会
興膳 健太	大和町徳永	学識経験を有する者	産業・基盤部会
石田賀代子	明宝畑佐	学識経験を有する者	産業・基盤部会
谷澤 富男	八幡町初音	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
木嶋 勘逸	大和町徳永	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会副部会長
三島 敏朗	白鳥町歩岐島	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
上村 悟	高鷲町大鷲	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
河合 辰男	美並町白山	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
小池 弘	明宝二間手	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
石神 鉄	和良町安郷野	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会長
北洞 良憲	白鳥町白鳥	市民公募	産業・基盤部会

5. 郡上市総合計画後期基本計画策定に係る庁内推進体制



6. 郡上市職員総合計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	補 職 名
委員長	鈴木 俊幸	副市長
	青木 修	教育長
	池場 康晴	議会事務局長
副委員長	田中 義久	市長公室長
	山田 訓男	総務部長
	大林 茂夫	市民環境部長
	布田 孝文	健康福祉部長
	牛丸 寛司	郡上偕楽園長
	服部 正光	農林水産部長
	蓑島 由実	商工観光部長
	井上 保彦	建設部長
	木下 好弘	水道部長
	猪島 敦	市民病院事務局長
	日置 良一	国保白鳥病院事務局長
	川島 和美	消防長
	山下 正則	会計管理者
	常平 毅	教育次長

7. 郡上市職員総合計画起草委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所属部署	役 職	分科会区分
藤井 眞	農林水産部農務水産課		①産業・雇用
畑佐 健司	農林水産部林務課	サブリーダー	
松島 浩生	商工観光部観光課	リーダー	
林 輝彦	商工観光部商工課		
渡辺 英樹	総務部総務課	リーダー	②環境・防災・社会基盤
堀 由衣子	市民環境部環境課		
清水 正則	建設部建設総務課	サブリーダー	
松平 昌樹	建設部都市住宅課		
籠原 卓也	水道部水道工務課		
福手 幸光	消防本部消防課		③健康・福祉
山下 直樹	健康福祉部社会福祉課	サブリーダー	
石田紀美江	健康福祉部児童家庭課		
三浦 裕貴	健康福祉部高齢福祉課	リーダー	
野々田三恵	健康福祉部健康課		
本川 達也	健康福祉部保険年金課		
服部 良久	市民病院総務課		④教育・文化・人づくり
粥川 徹	教育委員会教育総務課		
飯沼麻奈美	教育委員会社会教育課		
野々田博文	教育委員会学校教育課	サブリーダー	
可児 俊行	教育委員会スポーツ振興課	リーダー	
古川 義幸	議会事務局議会総務課	委員長	⑤自治・まちづくり
西川 裕子	市長公室秘書広報課		
山下 修司	市長公室企画課	サブリーダー	
加藤 光俊	市長公室人事課		
桑田 俊也	市長公室情報課		
加藤 孝	総務部財務課		
大野 弘勝	総務部税務課	副委員長、 リーダー	
久古 恵子	市民環境部市民課		
上村喜美江	健康福祉部社会福祉課		⑥地域振興
猿渡 崇	市長公室企画課	サブリーダー	
若山 誠	大和振興事務所産業建設課		
多田 明守	白鳥振興事務所産業建設課		
杉本 純	高鷲振興事務所地域市民課		
末松 義人	美並振興事務所地域市民課		
鈴木 雅士	明宝振興事務所地域市民課		
田口 昌彦	和良振興事務所産業建設課		
池戸 浄二	大和教育事務所 幼児教育センターやまびこ園	リーダー	